

流動資産担保融資保証制度に係る工事請負代金債権の譲渡に関する 事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南九州市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者が、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度を利用するために、鹿児島県内に本店又は支店を有する中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関及び鹿児島県信用保証協会に対して行う債権譲渡に係る承諾の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する工事であって、次の工事を除くものとする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。

ただし、次に掲げるいずれの工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

- (3) 市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 市が債権譲渡の承諾を不相当と認める工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合における契約約款（南九州市建設工事請負契約書に添付する契約事項をいう。以下同じ。）第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第37条の2第1項の出来高部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負

契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 譲渡される工事請負代金債権の額は、変更契約により請負代金額に増減が生じた場合にはその金額による。

3 債権譲渡の承諾は、請負契約1件につき1回とする。

(債権譲渡人及び債権譲渡先)

第4条 債権の譲渡人は、市と建設工事の請負契約を締結した建設業者（共同企業体を除く。）であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する主たる営業所を鹿児島県内に有する者（以下「債権譲渡人」という。）とする。

2 工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、鹿児島県内に本店又は支店を有する中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関及び鹿児島県信用保証協会とする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、次に掲げる書類を契約担当者に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式の1又は第1号様式の2）

(2) 下請負人の保護方策を確認する書類であって、次に掲げるいずれかの書類

ア 下請負人が存在する場合は、債権譲渡人が作成する下請代金支払状況・支払計画書（第2号様式）

イ 下請負人が存在しない場合は、下請負人不存在確認書（第3号様式）

(3) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書面

(4) 発行日から3箇月以内の債権譲渡人の印鑑証明書

2 前項の債権譲渡の承諾申請は、次に掲げる期間又は時期に行うことができる。

(1) 工期途中における債権譲渡承諾申請については、当該工事請負契約の履行期間末日の2週間前まで

(2) 工事完成検査合格後における債権譲渡承諾申請については、工事完成検査合格の時点以後

3 第1項の債権譲渡の承諾申請を行うときは、当該債権が譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないものでなければならない。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 債権譲渡の承諾は、次のすべてが確認された場合に行うものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式の1又は第1号様式の2）が提出されていること。

ア 定められた必要事項のすべてが記載されていること

イ 債権譲渡人の住所、商号又は名称、氏名及び印影が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること

ウ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りが無く、かつ、第2条に規定する対象工事であること

エ 請負代金額、支払済の前払金、中間前払金及び部分払金額に誤りが無く、債権譲渡額（申請時点）が、当該工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること

(2) 下請代金支払状況・支払計画書（第2号様式）が提出された場合において、既に提出されている下請負届の内容と一致していること。

(3) 下請負人不存在確認書（第3号様式）が提出された場合において、当該工事の監督職員の確認により、下請負人が明らかに存在しないこと。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合にあっては、必要な承諾を受けている旨を証する書面が提出されていること。

(5) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は契約約款第44条第1項各号に該当するおそれがないこと。

（債権譲渡の承諾）

第7条 債権譲渡の承諾は、第5条に基づく債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条に規定する事項を確認した上で、次に掲げる条件を付して、債権譲渡承諾書（第4号様式の1又は第4号様式の2）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1通を交付することにより行うものとする。

(1) 当該工事請負契約以外の契約により発生する市の債権譲渡人に対する請求権があるときは、市は当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができること。

(2) 当該債権譲渡は、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度の利用のためにするものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

(3) 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡

し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、1週間以内に行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により交付期限までに債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に通知するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 第5条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、契約担当者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第5号様式)を交付しなければならない。

(融資実行の報告)

第9条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第7条第1項の承諾後、当該譲渡債権を担保とした融資が実行された場合には、速やかに連署にて、契約担当者に融資実行報告書(第6号様式)を提出しなければならない。

(工事請負代金の請求)

第10条 債権譲受人は、債権譲渡人において約款第31条第2項に定める検査に合格し、検査結果通知書を受領した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で市に対して工事請負代金の支払を請求することができる。

- 2 債権譲渡人は、前項の検査結果通知書を受領した場合においては、遅滞なく債権譲受人に当該検査結果通知書の写しを提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第3条第1項のただし書に規定する金額を請求する場合において、これを準用する。
- 4 債権譲渡人及び債権譲受人は、第7条第1項の承諾後、前払金、中間前払金及び部分払を請求することはできない。

(不正行為への措置)

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人が市に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担当者は、第7条1項の承諾を取り消すことができ、又、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関

係機関に対してその事実を通報するものとする。

(様式類の整備)

第12条 本要領に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本要領に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に契約締結した建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡について適用する。